

## 茂原市道の駅基本構想策定業務委託仕様書

### 1. 業務委託名

茂原市道の駅基本構想策定業務委託

### 2. 業務目的

本業務は、インターチェンジやスマートインターチェンジ周辺において、茂原市（以下、「本市」という。）の地域資源を活かし、賑わいの創出拠点としての地域振興、地域活性化を目指した道の駅を計画するため、コンセプト、導入機能及び候補地などの検討に向けた基本構想を策定するものである。

### 3. 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月23日まで

### 4. 業務内容

#### ① 計画条件の整理

本市の現状（位置・沿革、交通、自然、歴史、文化、産業、農業、観光、法規制等）や課題を整理するとともに、道の駅整備の位置づけや同種・類似施設の立地条件、主要な幹線道路の断面交通量を整理する。

また、本市の道の駅整備の参考とするため、他地域において整備、運営されている特色ある道の駅や、これに類する施設（自治体整備に限らない。）の概要についても、併せて整理する。

#### ② 利用者調査及び企業聞き取り

地域住民利用者の意向把握を行い、道の駅利用対象者の検討を行う。また、連携が想定される企業に聞き取りを行う。

#### ③ 基本理念及びコンセプトの検討

ア 地域住民の日常的な利用の確保及び促進

イ 本市の地理的優位性を活かした交流人口の拡大

ウ 本市の農産物をはじめとする、地域資源の活用による地域経済の好循環

エ 本市への滞在、リピート率につながる地域の情報発信

#### ④ 導入機能についての基本方針の検討

③で整理した「基本理念及びコンセプト」の実現に資する、道の駅に必要となる基本的な「休憩施設」、「情報発信機能」、「地域連携機能」のほか「防災拠点機能」など、特色のあるデザイン・機能の導入に関する基本的な方針を検討する。

⑤ 立地計画の検討

コンセプトや土地利用状況を勘案して、法規制・景観・事業性等の特性を整理した上で、設置場所の候補地を複数抽出し、各候補地に設置する場合のメリット及びデメリットを比較検討する。

⑥ 施設配置の検討

抽出した候補地を対象に、施設配置の比較検討を行い、基本とする施設配置をとりまとめる。

⑦ 整備及び運営手法

コンセプトの実現に向けて、整備及び管理運営に関する考え方を整理した基本方針を検討する。

⑧ 概算事業費の算定

概算事業費の算定をする。

⑨ 整備スケジュールの検討

開駅までの事業スケジュールを作成する。

⑩ 基本構想（案）の作成

① から⑨をとりまとめた基本構想（案）を作成する。

5. 各種会議の開催支援

基本構想策定に係る各種会議の開催に際し、必要な資料データ作成や議事録作成等を行う。

① 関係機関協議

道路管理者、関係機関との協議に係る資料作成等の支援を行う。

② 道の駅整備検討委員会

委員は学識経験者等を含む者からなる。（3回程度開催）

③ 道の駅整備検討庁内委員会

委員は庁内関係者からなる。（3回程度開催）

④ 打合せ協議

打合せ協議は、上記各種会議の進捗に併せて随時行う。市担当者と密に連絡をとり、打合せ後に記録簿を作成し、相互に確認する。

## 6. 成果品

本業務の成果品を以下のとおり作成すること。

- ① 基本構想 2部（カラー）、基本構想概要版 50部（カラー）
- ② 調査結果報告書 3部
- ③ 上記の電子データ 1式

## 7. 業務実施の条件

- ① 受託者は、契約の履行にあたり、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本業の目的等を十分に理解し、業務を実施するよう技術を発揮するものとする。
- ② 受託者は発注者に対して、業務の執行状況等について報告し、打合せを行うなど、発注者と情報共有を図りながら、連絡を密にして業務を遂行するものとする。
- ③ 本仕様書に定めのない事項または作業の過程において疑義が生じた場合、発注者と受託者がその都度協議し、決定するものとする。
- ④ 業務の実施にあたり不測の事態が生じた場合は、発注者に責任がある場合を除き、受託者の責任においてこれを解決するものとし、事故等が生じた場合は速やかに発注者に報告するものとする。
- ⑤ 本業務に関して収集された情報、著作権及び著作権は発注者に帰属する。